

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

総務省自治財政局長

第三セクター等の抜本的改革の推進等について

地方分権改革が推進されている中であって、地方公共団体においては、自ら財政規律の強化を積極的に図っていくことが求められており、その債務についても、自主的、主体的かつ責任をもって、管理していく必要があります。特に、地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務については、本来求められる民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かないケースも多くあり、その経営状況が著しく悪化している場合は、将来的に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。

このため、地方公共団体が、自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進し、もって、地方財政規律の強化に資することが極めて重要です。

第三セクター等の改革については、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされ、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）により、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」（仮称）を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」（仮称）を策定するなど、集中的な取組を要請したところです。

また、「債務調整等に関する調査研究会」は、平成20年12月5日に報告書を取りまとめ、その中で地方公共団体においては、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が全面的に施行されることも踏まえ、第三セクター等の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むべきとした上で、その改革を推進するため、事業の整理又は再生を実施する上で、特に必要となる経費については、地方債の対象とすべきであるとの提言を行いました。

これらを踏まえ、地方公共団体が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とすることができる

こととする特例措置（第三セクター等改革推進債）の創設を盛り込んだ「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第10号）が、平成21年3月31日に公布され、4月1日に施行されたところです。

各地方公共団体におかれては、現在第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。

これらの点を踏まえ、今般、次のとおり第三セクター等の抜本的改革等に関する指針を策定しました。各地方公共団体におかれては、指針の内容に十分留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、「第三セクターに関する指針の改定について」（平成15年12月12日付け総経第398号）は、廃止します。

おって、本通知の趣旨は、貴都道府県内の市町村にも連絡の上、その徹底を図られるようお願いします。

本通知は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

第三セクター等の抜本的改革等に関する指針

第1 地方公共団体財政健全化法の全面施行

- (1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)においては、健全化判断比率の一つである将来負担比率の算出に当たって、同法第2条第4号へ等に基づき、地方道路公社及び土地開発公社等の負債の額及び債務の負担を行っている法人に係る実質負担見込額を算入するものとされ、更に、本年4月1日からは、同法の全面施行に伴い、将来負担比率が早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられることとなった。
- (2) 地方公共団体は、地方公共団体財政健全化法等を踏まえ、一般会計等のみならず、第三セクター及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人(以下「第三セクター等」という。)を対象として、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての確に分析した上で、将来負担比率の適切な抑制を行う等財政健全化に取り組む必要がある。

特に、地方公共団体財政健全化法が平成21年度から全面施行されたことにかんがみ、同年度から5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

なおその際、実質負担見込額等の算定及びその基本となる考え方は、改革推進の基礎となるものであり、その算定方法については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」(平成20年総務省令第8号)第12条及び「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成20年総務省告示第242号。以下「損失補償債務等負担見込額の算定基準」という。)等に規定されているので、各地方公共団体においては、その取扱いに遺漏のないよう留意されたい。(別記1参照)

注) 本指針において、「第三セクター」とは、地方公共団体が出資又は出せん(以下単に「出資」という。)を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとする。

第2 抜本的改革の推進

1 処理策検討の手順

存廃を含めた抜本的改革を行うに当たっては、第三セクター等により提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきである。また、検討は、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）によりその設置を要請した経営検討委員会（以下「経営検討委員会」という。）において行うとともに、必要に応じて、外部監査を活用することが適当である。

抜本的処理策について、その検討のフローチャートを別記2のとおり示すので、参考とされたい。なお、フローチャート中の「採算性」の判断に当たって、以下に掲げるものについては、原則として採算性が無いものと判断した上で検討することが適当である。

- ① 損失補償を行っている第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの。
- ② 損失補償を行っていない第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は当該財政援助の額を控除の上、判断すること。
 - イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上、判断すること。
 - ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。
- ③ 地方道路公社
 - 料金収入が管理運営費（借入金利息を含む。）に満たない不採算路線を有するもの
- ④ 土地開発公社
 - 債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの

また、「事業手法の選択」に当たっては、事業計画、需要予測等の妥当性を十分検証するとともに、事業性を踏まえ、各事業手法に係る公的部門の費用負担の度合い、経営の

裁量の度合い、公的部門に係る赤字負担リスク及び公的部門のガバナンスの度合いといった各事業手法に係る特性を勘案した上で、適切な事業手法を選択する必要がある（別記3参照）。

なお、指定管理者制度の活用の検討に当たっては、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知）及び「指定管理者制度の運用について」（平成19年1月31日付け総務省自治行政局長通知）を、PFI手法の活用の検討に当たっては、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）及び「地方公共団体におけるPFI事業に関する透明性の確保及び情報提供について（依頼）」（平成14年8月28日付け総務省大臣官房総括審議官通知）をそれぞれ参照されたい。

2 情報開示の徹底による責任の明確化等

地方公共団体の長は、議会・住民に対し、抜本的処理策の検討に当たり、以下に掲げる事項について明らかにする必要がある。

(1) 事業採択から現状に至った経緯と責任

事業採択の経緯とこれまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求等の是非も検討の上、その旨明らかにする必要がある。また、会計処理・決算報告等が適正であったかどうかにも留意する必要がある。

(2) 当該事業の整理（売却・清算）又は再生が最善の選択（手法）であると考えられる理由

地方公共団体の損失補償等の負担が一時的には大きくなるものの、中・長期的には早期に抜本的な改革を行った方が、将来の経済・財政環境の変化等に耐えうる安定的な財政の構築につながりうることを勘案して、最善であると考えられる方法を選択していることを特に説明すべきである。なお、再生の方策を選択した場合にあっては、客観性、専門性等を十分確保した上で、再生後の経営状況の見通し、公的支援の必要性の有無を明らかにする必要がある。

(3) 事業の整理（売却・清算）又は再生に伴い損失補償の履行等を行う必要がある場合にはその旨

(4) 処理に伴う利害関係者との費用分担の考え方

3 議会の関与

第三セクター等の抜本的な改革を行う際には、関連予算の議決をはじめとして、地方公社の解散や和解契約の締結、後述の地方債の特例措置の活用がなされる場合など様々な局面で議会の議決が行われることから、その際には、前記2に掲げる事項について、議会において十分な議論がなされ、その処理が適切なものであることについての確認がなされる必要がある。

4 債務調整を伴う処理策

処理策に関し、手続き、内容等についての公平性、透明性を確保する必要があることから、債務調整に当たっては、法的整理や私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが適当である。

その際、地方公共団体は、後述する公的支援の考え方を踏まえ、処理策において、新たな損失補償を行うべきではない。また、第三セクター等の債務の処理に際して、当該第三セクター等の債務を地方公共団体が代わって引き受ける免責的債務引受は、地方債制度の趣旨にかんがみ、既に付した損失補償債務の範囲内での当該債務の短期かつ確実な履行のためなど、特別な理由がある場合以外は行うべきではない。

さらに、地方公共団体の長等の個人保証がある場合に、当該保証によって個人の限度を超えた負担が求められることにより、抜本的処理策推進の阻害要因となることがないよう、関係者で適正な調整が行われることが望ましい。

5 残資産の管理等

地方公共団体は、処理後に地方公共団体が保有することとなる資産については、適正に管理又は処分を行う必要があるとともに、コスト低減や専門的な知見の活用の観点から、委託などの民間的手法の積極的な活用を図るべきである。

また、毎年度、処理に伴い地方公共団体が負担することとなった負債と合わせて、その管理等の状況を議会・住民に明らかにするなど、情報開示を行うべきである。

6 地方債の特例の活用

地方公共団体が地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）が改

正され、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）が創設されたことを受け、地方公共団体は、この第三セクター等改革推進債も活用し、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

注）第三セクター等改革推進債の対象となる「第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費」は次のとおりである。

- (1) 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）
- (2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）
- (3) 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費
 - ・施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
 - ・地方債の繰上償還に要する経費
 - ・一時借入金の償還に要する経費
 - ・退職手当の支給に要する経費
 - ・公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金その他財産の繰越に要する経費
 - ・国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

第3 存続する第三セクター等の指導監督等

前記第2に基づき、基本的にすべての第三セクター等を対象として抜本的処理策の必要性の検討、所要の対応を行った結果、なお引き続き存続することとした第三セクター等については、以下により、適切にその指導監督等を行うことが、適当である。

1 経営状況等の把握、監査、定期点検

- (1) 地方公共団体財政健全化法に基づく損失補償債務等負担見込額の算定基準等に基づき、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況について把握を行う必要がある。その際、第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が重要であり、次の点に留意して、適切な実態把握に努める必要があるとともに、経営状況が悪化しつつあるものについては、より詳細な資産調査等を行うべきである。

- ・ 会社法法人においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用し、

特に販売用不動産等について低価法を適用していること及び事業用資産について減損会計を適用していること。

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人においては最新の公益法人会計基準を早期に適用すべきであること。
- ・ 地方住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、地方道路公社においては地方道路公社法施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理を行うべきであること。

- (2) 地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助に係る監査（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第199条第7項前段）、出資法人に対する監査（同項後段）及び外部監査制度（同法第252条の37第4項等）等を活用するなどにより、その経営の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対し説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。また、一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人については、それぞれ「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）、「会社法」（平成17年法律第86号）等に基づき、会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意されたい。

- (3) 把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に点検評価を行う必要がある。点検評価に当たっては、前述の処理策検討の手順の考え方を踏まえ、提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきであり、経営検討委員会に準じた委員会を設置するなどにより行うことが適当である。その際、現状において経営上問題が顕在化していない第三セクター等であっても、更なる民間活力手法の導入により、効率的な運営を追求することで将来の債務拡大のリスクの軽減を図ることが重要である。

また、これらの地方公共団体の点検評価に先立って、第三セクター等自らが点検評価を積極的に行うよう指導等を行う必要がある。

なお、複数の地方公共団体が出資している第三セクター等については、関係地方公共団体間で連携を密にしつつ、共同で責任を持って点検評価を行うべきである。

2 議会への説明と住民への情報公開

- (1) 地方公共団体の出資比率が一定割合以上等である第三セクターの経営状況については、議会への報告義務が定められているところである（地方自治法第243条の3）が、これらの場合以外でも、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担に算

入される対象となる法人その他地方公共団体が筆頭株主である等出資の状況や公的支援の状況、更には債務超過であること等経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）の状況等を総合的に勘案して、必要があると認められる法人については、毎年定期的に議会にその経営状況等を説明するべきである。

その際、対象法人全体の経営状況等について、総体的な把握ができるよう、それぞれの法人の財務数値とその合計額、純計額、損失補償債務残高合算額及び将来負担比率に算入された額の合算額等を記載した一覧性のある総括表を作成することが望ましい。

なお、第29次地方制度調査会答申において、「議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大」についての提言がなされていることに留意されたい。

- (2) 地方公共団体は、(1)の法人の経営状況等について、インターネット等も活用し、地域住民に分かりやすく公開するよう積極的に努めるとともに、情報公開制度に基づき、地域住民等の要請に応じて、情報の提供を行う必要がある。

また、地方公共団体は、第三セクター等に対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努める必要がある。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法により、貸借対照表又はその要旨を公告すること、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を主たる事務所に備え置かなければならないこととされていることにも留意されたい。

- (3) 地方公共団体による第三セクター等に関する情報公開様式例を別記4のとおり示すので参考にされたい。

3 経営責任の明確化と運営体制

- (1) 第三セクター等の経営は、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべきである。

あわせて、経営者は、その任務懈怠により将来的に経営が困難な状況に陥り、当該法人の事業の整理（売却・清算）又は再生を行うこととなった場合等にあつては、民事上の責任追及（善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求訴訟）や刑事上の責任追及（刑事告訴）が問われることもあることについて十分に認識しておくべきである。

- (2) 役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用される

よう努めるとともに、当該法人の事業内容あるいは他の出資者との関係で、地方公共団体の長等が役員に就任する場合にあつては、その職責を十分果たし得るのか検討した上で就任する必要がある。

なお、地方公共団体の職員を派遣する場合は、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成１２年法律第５０号）等を踏まえ、適切に対応されたい。

- (3) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成１７年３月２９日付け総務事務次官通知）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年法律第４７号）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成１８年８月３１日付け総務事務次官通知）を踏まえ、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等に不断に取り組む必要がある。

4 公的支援の考え方

- (1) 第三セクター等は独立した事業主体であり、その経営は当該法人の自助努力によって行われるべきであることから、原則として公的支援は、公共性、公益性を勘案した上で、その性質上当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該法人の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限られるものであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。また、公的支援を行う場合は、あらかじめ地方公共団体と法人の間でその考え方を取り決めておくことが適当である。

- (2) 地方公共団体は、損失補償を行っている第三セクター等が経営破たんしたときには、当初予期しなかった巨額の債務（財政負担）を負うリスクもあることから、既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ、当該債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、他の手段による方法を検討するべきである。

特別の理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、地方公共団体財政健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等を記載した調書を調製し、議会、住民等に明らかにするべきである。

なお、政府関係機関からの第三セクター等への貸付けに対する損失補償の可否についても、同様の考え方に基づき厳正に対処すべきである。

- (3) 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。
- (4) 地方公共団体の長は、第三セクター等の経営悪化により、当該第三セクター等に係る将来負担比率への算入額が増大した場合には、早期に経営改革を実施する一方で、債務履行義務が確定したときに備えて、リスクに応じて所要の引当金相当額を基金に積み立てる等財政運営上十分に留意すべきである。
- (5) 地方公共団体の長等が私人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同されるおそれがあること、また、そもそも個人の支払い能力を超えた保証は行うべきではないことから、避けるべきである。

5 資金の管理運用

- (1) 金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握した上で資金の管理運用に当たることを求めるべきである。
- (2) 資金の管理運用に係る事務手続きや運用責任の所在など、資金運用体制を明確化するとともに、運用しようとする資金の性格、運用すべき期間等を踏まえ、あらかじめ、資金の運用に関する方針や、債券で運用する場合の格付けを含めた資金の運用基準を明確にするよう求めるべきである。

第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

第三セクター等の設立の是非の検討に当たっては、まず、公・民の責任の範囲を明確に切り分ける仕組みの構築を検討すべきであるとともに、既述の考え方を十分踏まえ、慎重に判断するべきである。また、次の点に留意する必要がある。

- (1) 外部の専門家の意見を聞くことにより、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等が行われるべきものであり、事業実施ありきによる収支の辻褄合わせは厳に行ってはならない。また、国の政策に係るものであっても、同様の検討を行った上で、適切に判断すべきである。

- (2) 資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである。
- (3) 将来的に収支が均衡する見込みはあるものの当面収益が上がらない事業や事業の性格上採算性の低い事業については、必要となる公的支援の見通しを踏まえた上で事業実施の適否が検討されるべきである。その際、地方公共団体による損失補償は、特別の理由がない限り行うべきではないこと等前述の公的支援の考え方を十分踏まえて検討を行う必要がある。
- (4) 第三セクター等の法人類型については、一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人等それぞれの特色を踏まえ、適切な選択を行うべきである。
- (5) 地方公共団体の出資については、公と民の役割分担の考え方を踏まえ、事業の種類や性格、純民間企業における類似事業の実施状況も勘案しつつ、必要最小限とすることが適当である。また、時限を設け、一定の条件の下で、民営化することの可能性についてあらかじめ検討しておくべきである。
- 一方で、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保する必要がある場合においては、地方自治法等の関係規定を踏まえ、出資割合に応じて可能となる関与、行使できる権利等についても勘案しつつ、所要の出資割合の確保を検討することが適当である。
- なお、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内（有限責任）であり、これを超えた責任は存在しないことを、当事者間のもとより対外的にも明確にしておく必要がある。
- また、特に大規模な投資が必要となる事業については、一般的に減価償却額が大きくなることによる財務諸表への影響に留意し、設立当初に適切な資本金等を確保する必要がある。
- (6) 議会に対して、事業及び行政関与の必要性、第三セクター等を選択することの妥当性、公的支援の必要性及び内容、運営体制に関する事前の検討結果に加え、設立団体の財政運営に及ぼす影響についてもあらかじめ十分説明し、理解、同意を得ておく必要がある。
- また、地域住民に対しても、議会に説明した内容について、より分かりやすい形で積極的に広報を行うなどにより、十分な理解を得るよう努める必要がある。

第5 その他

- 1 都道府県にあつては、市町村の求めに応じて企業会計に精通した人材の紹介を行うこと等により、市町村の監査体制や経営の検討体制が充実、強化されるよう支援することが望ましい。
- 2 林業公社については、全国的にその経営環境が悪化していることから、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」における報告にも留意されたい。
- 3 昨年国会に提出された「株式会社地域力再生機構法案」は、地方公共団体の出資割合が4分の1以上の第三セクターを支援対象から除くなどの修正が行われた上で、「株式会社企業再生支援機構法」として成立したところであるので、対象となる第三セクター等において事業再生を図る場合には留意されたい。

別記 1

損失補償債務等負担見込額の算定基準（概要）

損失補償債務等負担見込額は、次の標準評価方式又は個別評価方式のいずれかの方法によって算定する。

・標準評価方式

損失補償付債務を次の i から v までに区分し、当該区分ごとに定める割合以上を損失補償債務等負担見込額とする方法。

i	A（正常償還見込債務）	10%
ii	B（地方団体要関与債務）	30%
iii	C（地方団体要支援債務）	50%
iv	D（地方団体実質管理債務）	70%
v	E（地方団体実質負担債務）	90%

具体的区分の決定は、次の①及び②に掲げる評価を行い算入率の高い方を用いる方法、又は③に掲げる評価を行い算入率を決定する方法のいずれかにより行う。

①財務諸表評価方式

対象となる法人を次のアからウまでの区分に分類し、当該年度の前年度の貸借対照表上の純資産の状況、当該年度の前年度の損益計算書上の経常損益の状況等に応じ、判定する方法。

ア 一般法人（別記 1－1 参照）

イ 地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人（別記 1－2 参照）

ウ 不動産取引型法人（別記 1－3 参照）

②外形事象評価方式

対象となる法人の経済的取引や出資者等の支援等に基づき、判定する方法（別記 1－4 参照）

③格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法（別記 1－5 及び 1－6 参照）

・個別評価方式

次のいずれかの方式により算出する方法。ただし、損失補償付債務の 10%を下回る額を損失補償債務等負担見込額とすることはできない。

①資産債務個別評価方式

出資法人等の当該年度の前年度の末日における時価による評価に基づき損失補償債務等負担見込額を算定

②経営計画個別評価方式

当該年度の末日における将来キャッシュフローから損失補償債務等負担見込額を算定

③損失補償付債務償還費補助評価方式

当該年度前 3 年度の補助金等の財政支援の実績等に基づいて損失補償債務等負担見込額を算定

財務諸表評価方式(一般法人)

別記1-1

			損益計算書上の経常損益									
			経常損益が黒字					経常損益が赤字				
			経常赤字の損失補償付債務額に対する割合									
債務超過額 の3分の1以上	債務超過額 の5分の1以上3分の1未満	債務超過額 の10分の1以上5分の1未満						債務超過額 の10分の1未満	20分の1未満	20分の1以上10分の1	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満
貸借対照表上の純資産	資産超過	10年後において資産超過	A					A				
		5年後において資産超過であって、 10年後において債務超過						B				
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付 債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の 1未満						B	B	B	B	C
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付 債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の 1以上2分の1未満						B	B	B	C	D
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付 債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の 1以上4分の3未満						B	B	B	C	D
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付 債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の 3以上損失補償付債務額未満						B	B	C	D	E
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付 債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上						B	B	C	D	E
	債務超過		経常黒字の債務超過額に対する割合					経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
			債務超過額 の3分の1以上	債務超過額 の5分の1以上3分の1未満	債務超過額 の10分の1以上5分の1未満	債務超過額 の10分の1未満	20分の1未満	20分の1以上10分の1 未満	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上	
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の1未満	B	B	B	B	B	C	D	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満	B	B	B	B	C	D	E	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	C	D	E	E	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	B	B	C	D	E					
		債務超過額が損失補償付債務額以上	B	C	D	E	E					

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。

資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。

財務諸表評価方式(地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人)

別記1-2

			損益計算書上の経常損益										
			経常損益が黒字	経常損益が赤字									
				債務超過前 要償還債務 償還可能法 人	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合								
					20分の1未 満	20分の1以 上10分の1 未満	10分の1以 上5分の1 未満	5分の1以 上2分の1 未満	2分の1以 上				
貸借対照表上の純資産	資産 超過	10年後資産超過	A	A	B								
		10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満			B	B	B	B	C				
		10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満			B	B	B	C	D				
		10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満			B	B	C	D	E				
		10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満			B	C	D	E	E				
		10年後における債務超過額又は10年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上			B	C	D	E	E				
	債務 超過		経常黒字の債務超過額に対する割合				減価償却前 黒字	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合					
			債務超過 額の3分の 1以上	債務超過 額の5分の 1以上3分 の1未満	債務超過 額の10分 の1以上5 分の1未満	債務超過 額の10分 の1未満		20分の1未 満	20分の1以 上10分の1 未満	10分の1以 上5分の1 未満	5分の1以 上2分の1 未満	2分の1以 上	
		債務超過額が損失補償付債務の4分の1未満	B	B	B	B		B	B	C	D	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の4分の1以上2分の1未満	B	B	B	B		C	C	D	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	C		C	D	E	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務の4分の3以上損失補償付債務額未満	B	B	C	D		D	E				
		債務超過額が損失補償付債務以上	B	C	D	D		D	E				

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。

資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。

債務超過前要償還債務償還可能法人とは、要償還債務の額を減価償却前経常利益の額で除して得た値が純資産の額を経常損失の額で除して得た額を下回る法人をいう。

財務諸表評価方式(不動産取引型法人)

別記1－3

			損益計算書上の経常損益					
			経常損益が黒字	経常損益が赤字				
				経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
				20分の1未満	20分の1以上 10分の1未満	10分の1以上5 分の1未満	5分の1以上2 分の1未満	2分の1以上
貸借対照表上の純資産	資産超過		A	A	A	B	C	D
	債務超過		経常損益が黒字	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
				20分の1未満	20分の1以上 10分の1未満	10分の1以上5 分の1未満	5分の1以上2 分の1未満	2分の1以上
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の1未満	B	B	C	D	E	E
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満	C	C	D	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	D	D	E	E	E	E
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	E	E				
	債務超過額が損失補償付債務額以上	E	E					

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。

資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。

外形事象評価方式

別記1－4

	元利金支払い状況	その他	損失補償を付した団体の追加支援
A 正常償還見込債務	条件緩和なし 延滞なし		損失補償付債務の元利償還費の10%未満しか、損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領していない。
B 地方団体要関与債務	条件緩和あり 1ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の10%～30%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
C 地方団体要支援債務	1ヶ月以上3ヶ月以内の延滞		損失補償付債務の元利償還費の30%～50%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
D 地方団体実質管理債務	3ヶ月超6ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の50%～70%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
E 地方団体実質負担債務	6ヶ月以上の延滞	第3者から破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等が申し立てられている。 手形交換所の取引停止処分を受けている。	損失補償付債務の元利償還費の70%以上の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。

格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

別記1－5

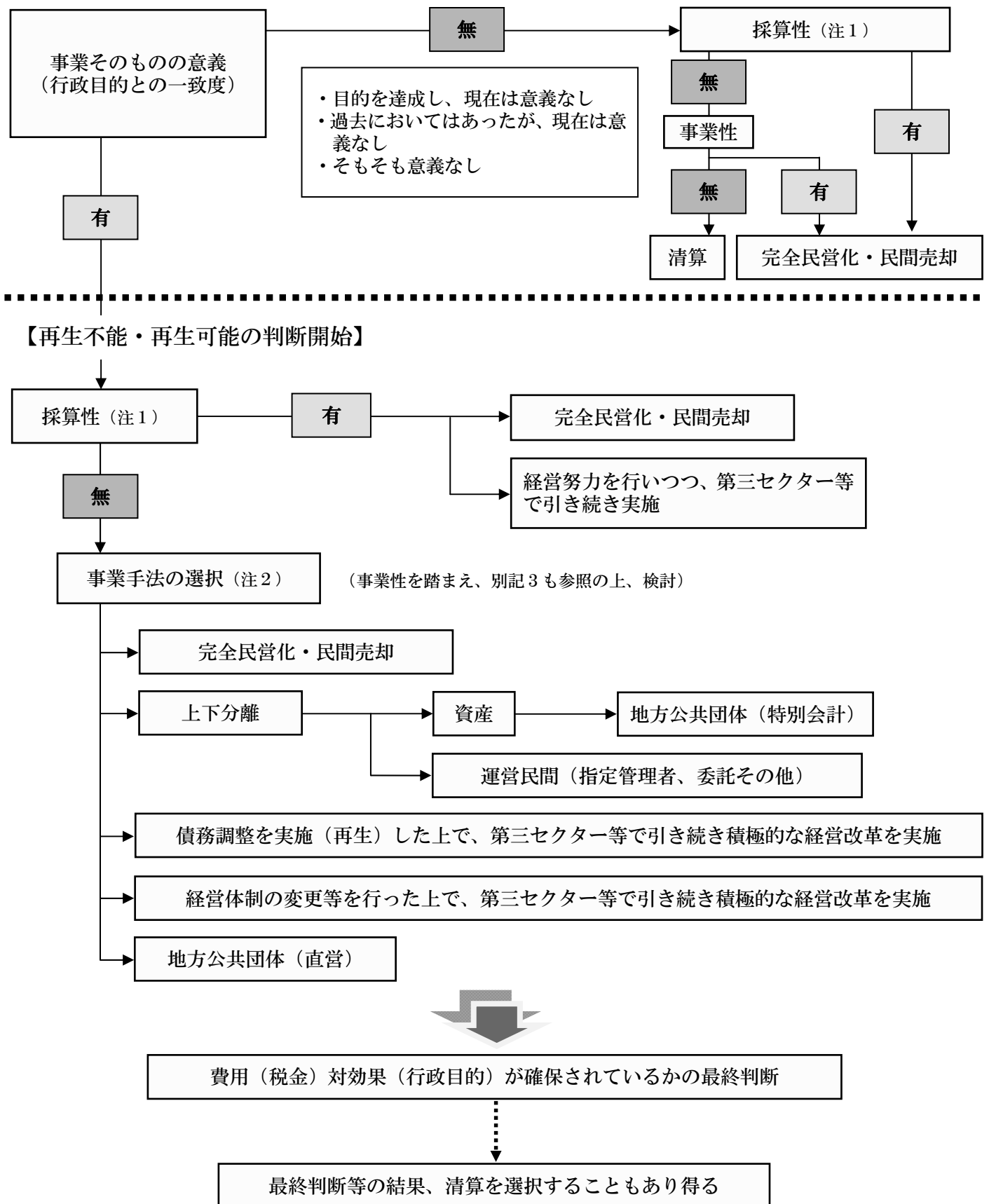
	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ	フィッチレーティングスリミテッド
A 正常償還見込債務	BB-以上	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上
B 地方団体要関与債務	B	B	B	B	B
C 地方団体要支援債務	B、CCC	B、CCC	B、Caa	B、CCC以上	B、CCC
D 地方団体実質管理債務	CCC、CC	CCC、CC	Caa、Ca	CCC、CC	CCC、CC
E 地方団体実質負担債務	CC、C以上	CC、C、D以上	Ca、C	CC、C、D	CC、C、D

格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

別記1－6

	株式会社格付投資情報センター 中堅 企業格付け	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティ ングズ・サービス 日本SME格付け	株式会社日本格付研究所 JCR中堅・ 中小企業格付け
A 正常償還見込債務	bbb以上	bbb以上	bbb以上
B 地方団体要関与債務	bb以上	bb以上	bb以上
C 地方団体要支援債務	b以上	b以上	b以上
D 地方団体実質管理債務	ccc以上	ccc以上	ccc以上
E 地方団体実質負担債務	ccc以上	ccc以上	c～cc以上

【抜本的処理策検討のフローチャート】



注1 採算性の判断に当たっては、基本的には、指針中第2の「1 処理策検討の手順」参照のこと。

注2 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

事業手法区分別特性

区分	公的部門の費用負担	経営の裁量の大小	公的部門に係る赤字負担リスク	公的部門のガバナンス
直営	ほぼ全額負担	小さい	あり	直接的ガバナンス
公営企業	①経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、 ②経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費	やや小さい	あり	直接的ガバナンス
三セク等	同上	やや小さい	損失補償等に係る費用負担	①出資・出捐者としてのガバナンス ②自治法に基づく調査権、監査権
上下分離方式 (含む指定管理者制度)	基本的に資本費	やや大きい	限定的	限定的
民間	なし	大きい	なし	なし

本表は定性的・一般的な傾向を示したものであることに留意されたい。

地方公共団体による情報公開の様式例

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日 平成 年 月 日
作成担当部署 都・道・府・県 市・区・町・村 部・局 課・室

2 第三セクター名等

第三セクター名
第三セクター所在地 〒 電話番号 () -
設立年月日 昭和・平成 年 月 日 ホームページアドレス

3 資本金

千円 (当該地方公共団体の出資割合 %)

4 事業内容

5 財務状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度
	総資産			
	負債			
	(うち有利子負債)	()	()	()
	純資産			
利益剰余金				

損益計算書から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度
	総収入(＝売上高＋営業外収益＋特別利益)			
	(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	()	()	()
	経常損益			
	当期損益			
減価償却前当期損益				

6 役職員の状況

役員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収(千円)	職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収(千円)
()			()		

7 第三セクターへの関与の状況

(1)公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	前々年度	前年度	本年度	
① 補助金(助成金)				
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他()				
小計				－
⑤ 損失補償契約に伴う金利軽減額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計				－
合計				－

(参考) 委託料

(2)公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	前々年度	前年度	本年度	
① 損失補償契約に係る債務残高(将来負担額)(将来負担算入率)				
② 貸付金残高				
③ 出資金				
合計				－

8 地方公共団体による監査結果

9 その他の特記事項

○ 出資や公的支援の状況等を勘案し、次に掲げる書類も情報公開することが望ましい。

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき、①定款、②(社団法人の場合)社員名簿、③事業報告書、④損益計算書(正味財産増減計算書)、⑤貸借対照表、⑥附属明細書、⑦監査報告、⑧(会計監査人を設置している場合には)会計監査報告
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)」に基づき、上記(一般社団法人及び一般財団法人において公開する書類)に加え、①事業計画書、②収支予算書、③資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、③財産目録、④役員等名簿、⑤役員等報酬等の支給の基準、⑥(会計監査人の設置義務がある場合には)キャッシュ・フロー計算書、⑦運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- ・ 会社法人においては、①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書、④個別注記表、⑤事業報告、⑥附属明細書、⑦(監査役設置会社においては)監査報告、⑧(会計監査人設置会社においては)会計監査報告

○ 当様式及び関係書類を情報公開する際には、別途一覧性のある総括表の作成を行うほか地域住民等のニーズに応じた分かりやすいものとなるように工夫すべきである。

○ 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人については、5. 財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。(下記参照)

＜貸借対照表＞純資産→正味財産合計
利益剰余金→一般正味財産

＜損益計算書＞損益計算書→正味財産増減計算書
総収入(＝売上高＋営業外収益＋特別利益)→総収入(＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額)
経常損益→当期経常増減額
当期損益→当期一般正味財産増減額